平成２５年（フ）第１６４号
新潟県長岡市栖吉町2450番地
破産者　安部　栄作
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
新潟県南魚沼市六日町2008番地１
破産者　上村　歌子
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目11番１―112号、前住所静岡県伊東市富戸848番地の９
破産者　榎並　　徹
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
愛知県豊川市南大通３丁目17番地
破産者　福田　孝志
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１９号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北３丁目451番地５
破産者　岡本　昌幸
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２９３号
兵庫県姫路市花田町勅旨96番地10、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区城南町２丁目10番地１
破産者　中村　素弘
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１８号
広島県安芸高田市甲田町下甲立1155番地５
破産者　表　　貴洋
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第５号
広島県安芸高田市吉田町川本1087番地
破産者　齋藤　昭男
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第３０号
広島県庄原市西城町中野36番地
破産者　ウエストボディーヨシダこと　吉田　正司
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第８５号
香川県小豆郡小豆島町福田甲237番地１
破産者　宮下　知之
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１号
福島県白河市郭内39番地
破産者　福田　主計
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第９号
福島県白河市表郷堀之内字堀ノ内232番地
破産者　和知　寿男
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第２０７３号
神奈川県鎌倉市笛田６丁目19番37号
破産者　杉山　哲雄
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９号
新潟県長岡市与板町江西２丁目６番４号
破産者　藤間　宇宙
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
金沢市春日町３番３号　ロイヤルシャトー夢香山1105号
破産者　木田　喜一
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

免責許可決定

平成２７年（フ）第１６７号
滋賀県栗東市安養寺３丁目11番５―101号
破産者　浮田　智子
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７９号
大津市大江５丁目15番11号　レイクハイツユリ105、前住所滋賀県草津市東草津３丁目11番32号メゾンド・ファミール106号
破産者　田中　　昇
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８０号
大津市大萱１丁目18―12パンション宮本406、住民票上の住所滋賀県草津市南笠町746番地１
破産者　黒田工務店こと　黒田　　彰
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部